

海外で自社の商標が取られているかも!?!

海外商標対策支援 助成金



中小企業が自社ブランドによる海外販路拡大を図るため、進出予定国でビジネスの障害となる他社類似商標等を取消しまたは無効化する取り組みを、助成金と専門家でサポートします。

POINT 01

期間内なら
いつでも
申請可能!

令和5年12月1日まで

POINT 02

助成対象期間は
2年9ヶ月

長期に渡り助成します

POINT 03

助成金の
お支払いは
最大で3回

助成金概要

助成金限度額 500万円(3期通算)

助成率 1/2以内

助成対象期間 令和5年4月1日から令和7年12月31日(最長)まで

助成対象 東京都内の中小企業者

対象経費

- 情報収集関連費用
- 異議申立・不使用取消審判・無効審判関連費用
- 情報提供関連費用
- 行政訴訟関連費用

詳細は
こちら



まずは専門家にご相談ください!



お問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社
東京都知的財産総合センター

TEL : 03-3832-3656

E-mail : chizai@tokyo-kosha.or.jp



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

令和5年度東京都知財戦略導入助成事業
令和5年7月作成